

令和5年度 諫早東特別支援学校 教育課程編成方針

本校は、障害のある児童生徒の視点に立って、一人一人のニーズに応じたきめ細やかな教育を行うために的確な実態把握に努め、個性を大切にし、個々の能力や特性に応じた教育課程を編成し実施する。

具体的には、肢体不自由・病弱教育を基本にししながら、他の障害のある児童生徒の教育も併せて行い、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るとともに、個々の特性を生かす適切な年間指導計画を編成し実施する。

<学校教育目標>

一人一人の教育的ニーズや発達段階等に応じたきめ細やかな指導と学習指導要領に基づく適切な教育活動を推進することにより、「生きる力」を身に付け、主体的によりよく生きようとする児童生徒を育成する。

めざす児童生徒像	
<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活や社会生活を豊かにしようとする児童生徒【知識・技能】 ○様々な変化に対応できる児童生徒【思考力・判断力・表現力】 ○何事にも挑戦する児童生徒【学びに向かう力・人間性等】 	
めざす学校像	めざす教師像
<ul style="list-style-type: none"> ○人権を尊重し、命を大切にする学校 ○児童生徒が自分らしく過ごせる学校 ○児童生徒や保護者、地域に信頼される学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒や保護者に寄り添い、共に歩む教職員 ○児童生徒の可能性を信じ、良さを引き出す教職員 ○互いを認め合い、共に学びあう教職員

<小学部目標>

- よりよい生活習慣を身に付け、健やかな体と前向きに生きる心を育む。
- 学習に取り組もうとする意欲や態度を育て、基礎的・基本的な学習の定着を図る。
- 人との関わりを通して、心の豊かさや人を思いやる心を育てるとともに、主体的に集団生活に参加するために必要な能力や意欲、態度を育てる。
- 様々な体験的活動を通して、夢や目標に向かい主体的に取り組もうとする意欲や態度を育てる。

<中学部目標>

- 日常生活に必要な生活習慣を身に付けさせる中で、健康の保持、病気や障害に基づく課題に主体的に取り組む姿勢を育む。
- 学習課題に取り組む中で既習内容と関連付けさせたり、達成感、成就感を感じ取らせ、基礎学力の定着を図る。
- 集団生活を通して、他人とのよりよい接し方を学ばせ、人と関わることの大切さや喜びを感じ取らせたり、自己の役割を理解し、行動できるようにしたりすることで信頼と協力の心を育てる。
- 一人一人に応じた進路指導に努め、キャリア発達を促すことで、自らの将来を見据え、自ら選択し、目標に向けて行動できる生徒の育成を図る。

1 教育課程編成の基本方針

(1)児童生徒一人一人の個性を大切にし、個々の障害の状態や特性に応じた教育課程の編成

児童生徒の障害の状態と発達に応じて、小・中学校に準ずる教育及び肢体不自由・病弱と他の障害のある児童生徒の教育課程を編成し、指導を行う。指導にあたっては、個々の児童生徒の発達の課題を明確にし、その発達を促すための指導目標や内容を十分検討の上、指導の順序・方法などを工夫する。

①類型

- Ⅰ課程……小・中学校に準ずる及び下学年代替の教育課程
- Ⅱ課程……知的障害である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科との代替の教育課程（小学部は2・3段階、中学部は1、2段階。）
- Ⅲ課程……主に知的障害である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の各教科の1段階を取り扱う教育課程

②学習形態

- 学級単位での指導
- 複数学年・複数学級での学習集団を再編成しての指導
- 障害の状況及び習熟度に応じたグループの指導
- 類型間の合同学習による指導

(2)各教科・領域の基本方針

各教科、特別の教科道徳(以下「道徳科」)、外国語活動(小学部)、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動によって編成する。

- 各教科においては、児童生徒の能力に応じて系統的、段階的な指導ができるようにする。
- 自立活動においては、関係医療機関との連携を密にしながらい自立活動の時間の指導」はもとより、学校教育活動全体を通して指導する。
- 道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う。
- 特別活動においては、児童生徒の実態に応じて、主に集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成できるようにする。
- 総合的な学習の時間においては、学部、学年、課程単位で取り組むものとする。

(3)自立活動の指導

- ①基本的な考え方・・・自立活動の指導は、学級担任を中心に行う。必要に応じて関係機関と連携したり自立活動部が指導を支援したりするなど、教育活動全体を通して一貫した指導ができるようにする。
- ②自立活動の形態
学級単位での指導を基本に、必要に応じてグループを編成して行う。また、原則として月2単位時間、長崎県立子ども医療福祉センター 療法士と連携して主に運動、感覚、コミュニケーション等の指導(TOPS)を行う。
※TOPS(Teacher , Occupational therapist , Physical therapist , Student)

(4)諫早東特別支援学校における教育課程編成上の視点

- 教育課程編成過程において、あらゆる視点から十分に吟味・検討し、児童生徒の実態に応じた指導内容、目標、単元、時数等を編成する。
- 教育課程編成にあたっては児童生徒の教育的ニーズの把握が不可欠であり、一人一人の指導の評価に基づいて教育課程の改善を行う。
- 個別の指導計画の評価を教育課程の改善に生かす。
- 学部内での系統性を図ることは勿論のこと、小、中学部間における系統性も十分考慮し、系統的・発展的な指導ができるような指導内容の精選や配列・組織について検討する。
- 「各教科等を合わせた指導」に関しては、合わせている知的障害特別支援学校の各教科の内容等や自立活動の学習内容を明確にする。
- 教育課程編成においては一人ひとりの社会的・職業的自立に向けたキャリア発達を促すために、諫早東特別支援学校キャリア計画全体計画をもとに、計画的に取り組む。また、地域、学校の特色や児童生徒の実態に即し「基礎的・汎用的能力」の育成に教育活動全体を通じて取り組む。
- 小中学部の学びの連続性を担保するために、小中合同のⅡ・Ⅲ課程部会を必要に応じて設定する。

(5)教育課程の評価について

- ①教育課程の評価の観点
 - ・学習指導要領等の趣旨が生かされ、その基準を満たしているか。
 - ・学校の教育目標が学校の教育活動全体に網羅され、成果を上げているか。
 - ・児童生徒の実態に適合する教育課程が実施されているか。
 - ・教職員や施設・設備等の諸条件と適合する教育課程が実施されているか。
 - ・保護者や地域等の期待に応える教育課程であるか。
- ②評価の方法と留意点
 - ・全教職員の共通理解を図り、各組織※の下で協力して評価する。
※(課程部会(小、中および小中合同)、学部会、教育課程検討委員会、学校全体)
 - ・教育課程の評価を年間計画に位置付ける。
 - ・多面的で継続的な評価及び客観的な評価となるようにする。
 - ・児童生徒の学習に取り組む姿や変容の状況、学習の成果など、多様な評価資料を基に、教育活動全体の評価を行う。

『継続的教育課程改善』

日々の授業や個別の指導計画の評価を積極的に行うことにより、望ましい教育課程の編成・実施へとつなげる。

P(計画)→D(実践)→C(評価)→A(改善)

